

## 広島県告示第九百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
牛田東四丁目二（一一）	広島県広島市東区牛田東四丁目地内	表区域のとおり	表区域のとおり
崩壊急傾斜地の	牛田東四丁目三（一一）	区域の名称	区域の名称
自然現象の種類による原因となる発生原災害	崩壊急傾斜地の	の自然現象の種類による原因となる発生原災害	の自然現象の種類による原因となる発生原災害
次の図のとおり	次の図のとおり	三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第	三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。